

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和5年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、同法に定める身体上の障がいがある方へ身体障害者手帳を交付し、交付台帳を管理する。 特定個人情報保護ファイルは次の事務に使用する。 ・身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・身体障害者手帳の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条 別表第二の116の項に係る主務省令は未制定
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県立心と体の相談センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島根県立心と体の相談センター 島根県松江市東津田町1741番地3 (TEL) 0852-32-5905 (FAX) 0852-32-5924
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島根県立心と体の相談センター 島根県松江市東津田町1741番地3 (TEL) 0852-32-5905 (FAX) 0852-32-5924

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月3日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の項目の追加	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条 別表第2の116の項に係る主務省令は未制定	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条 別表第2の116の項に係る主務省令は未制定	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の計数年月日	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	